

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JISC9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22 22.101 22.103 22.106 22.109 22.117 22.114	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.101 通常の使用状態で開けることを意図する蓋をもつ機器は、蓋が不用意に閉じない構造でなければならない。 22.103 全身照射、又は人の上で用いることを意図する照射器は、偶発的な損害から保護しなければならない。 22.106 UV機器は、紫外線の照射を終了するタイマを備えなければならない。 22.109 可燃材料の不用意な着火を防止することを意図したガードは、工具を用いずに完全に取り外せないよう、機器に確実に取り付けなければならない。 22.112 UVフィルタを取り付けた機器は、フィルタを取り外しても紫外線の照射が増加しないような構造でなければならない。 22.114 人を完全に囲み内部から固定できる商業用の機器	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					は、操作者が機器の外部から内部に入る手段を備えていなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.102	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.102 つるす部分、又は人の上で昇降することを意図した部分をもつ機器は、つり下げ機構の故障、又はその部分が過剰に移動することがあっても、いかなる障害も防止する安全装置を備えていなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1  箇条22 22.108	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 日焼けサロン、美容院及び類似の店内で業務用として用いることを意図するUV機器には、“家庭用ではない。”旨を示す図記号、又はその趣旨の表示をしなければならない。 箇条22 構造 22.108 ねじ又はその他の恒久的据付装置によって壁に固定することを意図した機器は、固定方法が容易に分かるような構造であるか、又は固定方法を据付説明書に記載しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.16  箇条23 23.3  箇条25 25.14  箇条31	箇条22 構造  22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。）  箇条23 内部配線  23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。）  箇条25 電源接続及び外部可とうコード  25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第1部の規定による。）  箇条31 耐腐食性（第1部の規定による。）  腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.12	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。  箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明  7.12 UV機器、家庭用光線治療器の取扱説明書には、“機器の動作中に第三者、特に子供を近づけてはならない。”旨を記載しなければならない	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるも	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条24 24.1	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。  箇条24 部品  24.1 ランプホルダ又は安定器の端子を流れる電流が定格	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		のとする。		箇条25 25.7	値を超える場合、端子は、別に定めるJISに適合しなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 UV機器は、ゴムシース又は紫外線の照射の影響を受けるおそれがあるその他の材料のシースをもつ電源コードを使用してはならない	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条22 22.24	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による 箇条22 構造 22.24 裸の電熱素子は、通常使用中に裸の電熱素子が切れて、可触金属部に接触してはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条22 22.107	第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.107 通常の使用状態で身体を支持し、皮膚に接触する金属部分は、接地してはならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11  箇条13	箇条11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条14 箇条16 箇条17 箇条19 箇条29	定による。) 箇条14 過渡過電圧 (第1部の規定による。) 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならぬ。 箇条16 漏えい電流及び耐電圧 (第1部の規定による。) 箇条17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 (第1部の規定による。) 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。 箇条19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁 (第1部の規定による。)	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.115	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.115 壊れた高圧メタルハライドランプのガラス部分は、機器の非金属部分に接触した場合に、機器の外部に出てはならず、火災の危険が生じてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.8  箇条22 22.115	第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条11 温度上昇 11.8 皮膚と接触する表面の温度上昇は、継続して手で保持するハンドルについて規定する値を超えてはならない。 箇条22 構造 22.115 壊れた高圧メタルハライドランプのガラス部分は、機器の非金属部分に接触した場合に、機器の外部に出るはならず、使用者に接触してはならず、また、火災の危険が生じてはならない。	
第十一條第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22 22.104	第1部の第十一條第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条22 構造 22.104 人の上で用いることを意図する固定形機器は、緩みを防止する固定機構を備えていなければならない。	
第十一條第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起り得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるもの	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.102	第1部の第十一條第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 機械的強度 21.102 人を支持することを意図した機器の部分は、十分な機械的強度をもっていなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。				
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19  箇条22 22.22 22.23 22.41  箇条32	箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。  箇条22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCBを含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条32 32.101  32.101A  32.102	第1部の第十三条に該当する規定によるほか、次による。 箇条32 放射線、毒性その他これに類する危険性 32.101 UV機器からの有害な放射は、制限しなければならない。 32.101A 家庭用炭素弧光灯治療器及び家庭用紫外線治療器は、危険な量の放射線を放出してはならない。 32.102 VIS機器、IR機器又は家庭用赤外線治療器からの照射は、制限しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	箇条19 異常運転	
				19.7	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。 (第1部の規定による。)	
				19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。)	
				箇条22	箇条22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。)	
22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。)					

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条30 30.2.3	箇条30 耐熱性及び耐湿性  30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当  □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。）  異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当  □非該当	箇条19  箇条20 20.2  箇条22 22.10	箇条19 異常運転（第1部の規定による。）  異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。  箇条20 安定性及び機械的危険  20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。（第1部の規定による。）  箇条22 構造  22.10 機器に内蔵する自動開閉装置の動作によって、電圧維持下の非自己復帰形温度過昇防止装置が復帰してはならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当  □非該当	箇条19	箇条19 異常運転（第1部の規定による。）  異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	害の防止	るおそれがないものとする。			はならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10  箇条19  箇条25 25.8	箇条10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19 19.11  19.11.4	箇条19 異常運転 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の2端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条29	ニティ試験を実施しなければならない。(第1部の規定による。) 箇条29 空間距離、浴面距離及び固体絶縁(第1部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電氣的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.14 7.15	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.14 “家庭用ではない。”旨の図記号の高さは、規定の高さ以上でなければならない。 7.15 規定した警告及び図記号は、機器を据え付けた後、カバーを取り外さなくても確認できなければならない。	
第二十条第1号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のもの)に限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等 (長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—		—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-27:2020

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-27 部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				